

6月定例会 市議会

1億6211万円増額の 一般会計補正予算などを可決

6月定例会市議会が6月10日から26日までの日程で開かれました。

山岸市長は招集のあいさつで勝山市第5次総合計画の策定について触れ「人口構成の急激な変化に対応し、勝山市の将来像を形づくっていくための重要施策として、小中学校の望ましい姿の実現や新体育館の建設実現を図ってまいります。そのために「市長と市民でも語ろう会」や「地区別座談会」において市民の皆さまに素案をお示し、市議会と一体となって第5次勝山市総合計画を策定してまいります。」と決意を述べました。

決まった主な内容は次のとおりです。



招集のあいさつをする山岸市長

● 予算

勝山市一般会計は1億6211万円を増額し、総額を116億9611万円としました。これらの補正に対する財源は、主に前年度からの繰越金や県からの補助金を当てることで対応しています。

増額補正の主な内容は、医療費助成

の対象を県の拡充分に合わせて市独自でさらに拡充する子ども医療費助成事業や、勝山駅前広場整備、雇用対策事業などとなっています。

その他特別会計の補正2件および一般会計の専決を含めた4議案がいずれも可決・承認されました。

● 条例など

乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正（医療費助成の対象を就学前児童から中学3年生までに拡大）や、税条例の一部改正に関する専決など4議案が可決・承認されました。

● その他

その他1議案および2件の意見書が可決されました。
また、請願1件および陳情2件が採択され、1件の請願と3件の陳情が継続審査となりました。

● 委員の任命・選任

教育委員会委員の任命について同意されました。（敬称略）
三寄 静代（本町3丁目）
固定資産評価委員の選任について同意されました。（敬称略）
矢戸 松蔵（芳野町2丁目）

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が8月1日(日)から 新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証の有効期限は、7月31日（土）までとなっています。

新しい保険証は7月中旬ごろに、福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。8月1日（日）からお使いください。

※8月1日からの負担割合は、前年の所得で判定します。これまでと負担割合が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

「限度額適用・標準負担額 減額認定証」の送付

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日（土）までとなっています。

そこで、現在、認定証をお持ちで、平成22年度も引き続き適用を受けられるかたは、新しい認定証を郵送します。（新たに申請をしていただく必要はありません）

新しい認定証は、8月1日（日）からご利用ください。
※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、後期高齢者医療保険の被保

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	11111111
氏名	広域 太郎
一部負担金割合	1割
発効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限平成23年 7月31日		
被保険者番号	11111111		
住所	福井市西園4丁目202番1		
氏名	広域 太郎		
一部負担金の割合	1割		
生年月日	昭和7年 7月 7日	性別	男
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発効年月日	平成22年 8月 1日		
付年番号	平成22年 8月 1日		
交付番号	39182019		
被保険者名	福井県後期高齢者医療広域連合		

イノシシ被害に負けないかしの対策

第3弾

市内の特に山ぎわに近い農地などで、イノシシ被害が多発し、農家を悩ませています。

イノシシなどの野生動物は、農作物を狙って圃場だけに侵入するわけではなく、お墓のお供えなどのおいしいエサがあれば、どんな場所でも良いのです。

野生鳥獣全般にいえることですが、被害防止対策については、あきらめずに取り組むことが大切です。考えられることは、いろいろと試してみましよう。



安全啓発用看板

◎ 電気柵設置のポイント

イノシシの侵入を防ぐ電気柵設置のポイントは、次の6点です。実践してみてください。

- ① 敏感な鼻先に触れさせるため、電線を地面から20センチ間隔で2段に張るのが有効です。
- ② 凹凸の地面では、電線を常に地面から同じ高さにするため、支柱を追加しましょう。
- ③ 支柱と電線を結ぶ「ガイシ」は、外側（イノシシ側）に設置するとイノシシは、支柱に触りながら電線に触れる確率が高くなります。
- ④ イノシシが舗装した道路上で電線に触れても、電線→イノシシ→地面への電気の通りが悪く、電気を感じません。イノシシの前脚だけでも土の上にくるように、舗装道路から50センチ以上離して支柱を設置しましょう。
- ⑤ 下草が伸びて電線に接触すると、漏電して電圧が下がって効果がなくなりますので、頻りに草刈りをしましょう。
- ⑥ 人への安全対策として、電気柵を設置したら、適当な位置や間隔で「きけん」さわるな など注意看板をつけ、危険表示をしましょう。

問 農業政策課 ☎88-8106

除者のかたが、市・県民税の非課税世帯に属している場合、申請により認定されますと、入院されたときの食事代などの自己負担が減額されるものです。

平成22年度の保険料

平成22年度の保険料率や軽減措置は、昨年度と変更はありません。

平成22年度の正式な保険料額は、7月以降に決定されます。保険料額の詳細については、7月中旬ごろに郵送します「保険料額決定通知書」をご覧ください。75歳年齢到達者には、随時送付していきます。

保険料のお支払い方法を 選択できます

後期高齢者医療制度の保険料のお支払い方法については、原則、年金からのお支払い（天引き）となりますが、これを「口座振替」によるお支払い方法に変更することができます。ご希望のかたは7月30日（金）までに市民課で手続きください。（10月から年金天引きではなく、口座振替に変更となります）

※なお、期日を過ぎてお申し込みをされた場合、12月以降からの変更となりますので、ご了承ください。



申込場所▼

市民課

申込に必要なもの▼

振替口座の預金通帳
通帳のお届け印
後期高齢者医療被保険者証

※すでに年金天引きから口座振替に変更されているかたは、再度の手続きは必要ありません

※すでに金融機関で口座振替の申し込みをしているかたでも、年金天引き中止の申し込みをしていないかたは、年金天引きが優先されます

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払ったかたに適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご留意ください

※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります

問 市民課

☎88-8106